第Ⅱ部 経済構造調整と労働経済の課題

1 経済構造調整と雇用,就業構造〔参考〕雇用対策・能力開発対策の拡充

以上示したような雇用情勢の変化に対し,政府は各種の雇用対策を講じ,その拡充,強化に努めている。

まず,円高等経済変動に対応した雇用対策として,影響を受けている業種を雇用調整助成金の対象業種として機動的に指定することにより,当該業種の事業主が休業,教育訓練等を行う場合に賃金の一部の助成等を行っている。また産業構造の変化等にともない中長期的に構造的な要因により不況に陥つている業種については,特定不況業種に指定し,雇用調整助成金を支給するとともに離職者を特定求職者雇用開発助成金の対象労働者とするなど,雇用の安定をはかっている。

円高等の急激な経済変動に対応して,61年3月,7月に雇用調整助成金の指定基準の改正等を行い,61年7月には特定不況業種,特定不況地域の追加指定,指定期間の延長等を実施した。また,これに続き61年9月に政府は公共投資の拡大等を柱とする総合経済対策を決定し,これに基づく雇用対策として61年10月から雇用調整助成金について指定基準の改正や休業の助成率の改善や出向の助成期間の延長等,特定求職者雇用開発助成金の助成率の改善,地域雇用能力開発事業(後述)等を実施している (第1-[参]-1表)。

この結果,62年4月1日現在雇用調整助成金の対象業種数は163業種,また,特定不況業種は32業種となっており,業種の指定を受けた対象事業所数は12万所(雇用保険適用事業所数の7.9%),対象労働者数も236万人(同8.5%)となっている。

雇用調整助成金の対象業種について,業種別では繊維26業種(60年10月からの新規指定22業種),窯業・土石22業種(同12業種),鉄鋼19業種(同18業種),一般機械18業種(同18業種)等,円高の影響が大きい素材・機械関連業種を中心に雇用情勢の変化に対応して機動的に指定を行い,失業の予防をはかっている。

これを雇用調整助成金の支給実績でみると,延日数(除く出向)は61年度に入って急増しており,61年度実績約3,400千人日と60年度実績の約4倍以上となっている。業種では鉄鋼,非鉄金属,繊維,電気機器,輸送用機器等での増加が大きい。また,出向を行う事業所も急増しており,支給労働者数は61年度約4,000人と60年度の約5倍となっており,業種別には,運輸・通信,輸送用機器,鉄鋼が多くなっている(第1-参-1図,付属統計表第2-18表)。

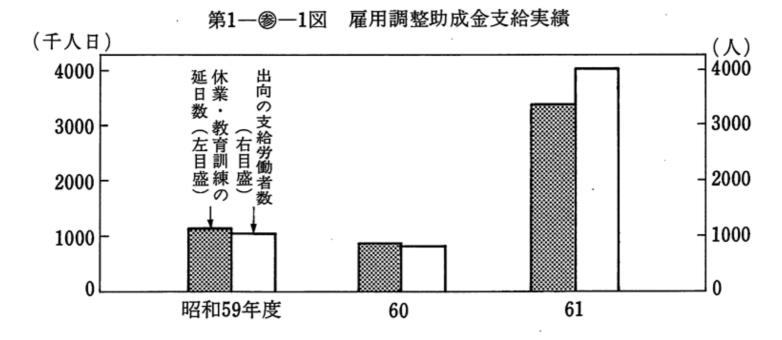
また,第8次石炭政策の実施により,閉山にともない大量の離職者の発生が見込まれる炭鉱離職者の雇用対策として,61年11月に石炭産業を特定不況業種に指定するとともに,広域職業紹介活動の促進等により再就職の促進に努めている。

第1-(参)-1表 主要雇用対策一覧

第1-圖-1表 主要雇用対策一覧

項目	内 容	
1.雇用調整助成金の指定基準の 改正 (61年3月)	・輸出比率の高い業種等について要件を弾力化し、1ヵ月の実績を 含む3ヵ月の見込み数値により判断(1年間の暫定措置)	
2.雇用調整助成金の指定基準の 改正及び休業規模要件の緩和 (61年7月1日)	 ・指定基準の改正、6ヵ月のクーリング期間なしに2回目の再指定可能(1年間の暫定措置) ・休業規模要件の緩和 休業延日数/所定労働日数 大企業 1/12→1/15、中小企業 1/15→1/20(1年間の暫定措置) 	
3.① 雇用調整助成金の改善(61年10月20日)	・指定基準の要件を弾力化し、全ての業種について最近の1ヵ月の実績を含む3ヵ月の見込数値により判断(1年間の暫定措置) ・休業の助成率の改善 休業手当 大企業 1/2→2/3、中小企業 2/3→3/4(1年間の暫定措置) ・教育訓練及び離職前訓練の訓練費の増額(1年間の暫定措置) ・出向の助成期間の延長 1年→2年(恒久的措置) ・再就職幹旋の助成率の改善 賃金 大企業 1/4→1/3、中小企業 1/3→1/2(1年間の暫定措置)	
② 特定求職者雇用開発助成金 の改善(61年10月20日)	 ・助成率の改善 大企業 1/4→1/3、中小企業 1/3→1/2 重度障害者等 大企業 1/3→1/2、中小企業 1/2→2/3 (1年間の暫定措置) 	
③ 地域雇用能力開発事業の実施	・過剰人員を抱えている造船業の集積している地域において造船業 の離職・出向予定者を対象として職業相談、職業訓練、出向・再 就職の斡旋を一貫して行う。 ・実施地域 61年度 玉野市、尾道市、呉市、今治市、長崎市	
4.円高関連地域緊急雇用対策の 実施(61年12月5日)		
① 緊急雇用安定地域の指定	 ・地域指定(128市町村、62年2月10日9市町村追加) ・雇用調整助成金の適用(休業、教育訓練、出向に対する助成) ・特定求職者雇用開発助成金の適用(雇入れに係る助成、45歳以上) ・雇用保険の個別延長給付(60日の個別延長給付、40歳以上) ・職業訓練の機動的実施 ・緊急特別求人開拓の実施等 	
② 特定不況業種・特定不況地 域対策の強化	・特定不況地域の指定基準の緩和 (特定不況業種の集積度要件 1/3→1/4) ・特定不況業種事業主に係る下請要件の緩和(1/2→1/3)	
5.炭鉱離職者対策の実施	 ・炭鉱離職者対策本部の設置(61年11月18日) ・石炭鉱業の特定不況業種指定(61年11月18日) ・三菱高島炭鉱閉山(61年11月27日)にともない、現地職業相談所の開設、広域求人開拓の実施 ・職業訓練施設の整備、委託訓練の実施 ・炭鉱離職者臨時措置法の期限延長(62年4月1日から5年間) 	

第1-[参]-1図 雇用調整助成金支給実績



資料出所 労働省職業安定局

同じく11月には,1)特定不況業種の企業の在職者に対する能力再開発訓練の実施,2)雇用吸収力のある業種の事業主団体,企業への委託訓練の積極的活用,3)特に雇用失業情勢が厳しい一定の地域(61年度は造船業等不況業種の集積している5地域を指定,62年度は特定雇用開発促進地域)における地域雇用能力開発事業の実施等を内容とする緊急能力開発対策を実施する方針を固め,その後積極的にこれらの施策を実施している。

このうち,事業主団体,企業への委託訓練制度は,雇用吸収力のある産業・業種の事業主団体,企業に当該産業等で必要とされる知識・技能を習得するための職業訓練を委託するもので,これにより訓練生は雇用可能性の高い業種における技能を身につけられる上,受託事業主は,訓練生の技能習得状況,人柄等を判断し,可能な場合には,訓練生を雇用することも期待できるというメリットがある。既に,ビルメンテナンス,外食,情報等の団体が訓練生の受け入れに同意している。

また,地域雇用能力開発事業においては,特定不況業種の出向・離職予定者等を対象として,職業相談,職業訓練,出向・再就職の斡旋等を計画的かつ総合的に行っている。

さらに,特定不況業種・特定不況地域対策を強化するとともに,円高の進展にともない,急速に雇用情勢が悪化し, 早急に雇用の安定のための施策を講ずべき地域を「緊急雇用安定地域」として61年12月に128市町村を指定し (62年2月,9市町村を追加指定),雇用調整助成金等の適用,雇用保険の個別延長給付,職業訓練の機動的実施等の措 置を講じている。

なお,こうした厳しい雇用情勢に対して,政府・与党は61年12月に政府・与党雇用対策推進本部を設置している。また,政府・与党雇用対策推進本部の決定を受け全国8地域で地域雇用対策推進協議会が開催された。

さて,今回の雇用調整は産業構造,就業構造の転換過程の下で進展しており,こうした構造調整に対応し雇用の安定をはかるためには,雇用需要の量的確保をはかるとともに発展分野への雇用誘導を進め,職種転換のための能力開発の推進,雇用情報提供体制や広域労働力需給調整体制の整備等を通じ出向等を活用して,失業をともなわない形での円滑な産業間,企業間労働移動を促進すること等が必要である。また,輸出関連産地や特定不況業種の集積地域,産炭地域等雇用情勢が厳しい地域での雇用の確保をはかるため,企業立地の促進等雇用開発を重点とする総合的な地域雇用対策を行っていくことが重要である。こうした観点から,30万人雇用開発プログラム等の実施を進めている。

1) 30万人雇用開発プログラム産業構造の転換に対応した雇用対策として「30万人雇用開発プログラム」を推進している。

第一に,円滑な産業間,企業間移動の促進をはかるため,

(イ)不況業種事業主が専修学校や企業等に委託し,労働者の職業転換のための訓練を行う場合,高率の賃金助成(中小企業4/5,大企業3/4)を行うとともに,委託先に訓練費用を支給する特別の助成制度を創設。

(ロ)(財)産業雇用安定センター(雇用の安定を確保しつつ労働力の産業間,企業間移動を円滑にするための出向等の情報提供を行う法人)に対し,運営費の補助等の援助を行う。

また,出向や再就職斡旋,雇入れに関する助成制度の助成率を引き上げる。

(ハ)中小企業事業転換等能力開発給付金制度(資金力,人材確保等の点で大企業に比べ円滑に事業転換,多角化が進みにくい中小企業に対し,これらの企業が事業転換,多角化にともないその雇用する労働者に対し職業訓練または有給教育訓練休暇の付与等自己啓発の援助を行った場合に助成するもの)を創設。

第二に,失業の予防,雇用の維持をはかるため,雇用調整助成金について休業に係る高率助成の適用期間を延長するとともに,教育訓練に係る助成率を引き上げる。

第三に,雇用機会の開発をはかるため,

(イ)地域求職者の雇入れに対する賃金助成および雇用機会の拡大のための費用に対する助成を行う地域雇用開発助成金制度を創設。

(ロ)高年齢者,特定不況業種離職者等の雇用を促進するため,特定求職者雇用開発助成金の助成率を引き上げる。

を内容とする雇用対策を実施している。

さらに地域の雇用機会の開発をはかるため,地域雇用開発等促進法を制定し,62年4月から施行するととも に,特定求職者雇用開発助成金の助成率を改善し,高年齢者や特定不況業種離職者等の雇用機会の開発をは かっている(第1-(参)-2表)。

2) 地域雇用開発等促進法「地域雇用開発等促進法」は地域雇用開発を中心とした総合的な地域雇用対策を推進するため,62年4月IEill こ制定された。同法では雇用開発促進地域(112地域),特定雇用開発促進地域(雇用開発促進地域のうちから43公共職業安定所区域),緊急雇用安定地域(131市町村)を指定し,このうち雇用開発促進地域では地域雇用開発助成金(地域内に事業所を設置,または整備して,新たに事業を始め,または拡大し,これにともない,地域の求職者を雇い入れる事業主に対し,その支払った賃金と雇用機会拡大のための費用を助成)の支給等,また特定雇用開発促進地域と緊急雇用安定地域では雇用調整助成金や特定求職者雇用開発助成金の支給等の施策を実施している。なお,同法は1)の30万人雇用開発プログラムの重要な柱の一つとなっている(付属統計表第2-19表)。

第1-(参)-2表 30万人雇用開発プログラムの概要

第1-⑧-2表 30万人雇用開発プログラムの概要

K	分	開発人員
1. 教育訓練、出向等を活用した円滑な産業間、企業間移動等の促進		56千人
(1) 職業転換訓練助成制度の創設	委託訓練を中心とした職業訓練	38
① 不況業種の在職者に対する訓練	賃金勁 ⁰ >- →3/4(4/5)	
② 特定不況業種等の離職者に対	訓練委託費- →3万円/人・月	
する訓練	II	
(2) 産業雇用安定センターを活用し		12
た円滑な産業間、企業間労働移		
動の促進		
① 産業雇用安定センターへの運	運営費補助	
営費補助の創設		
② 出向、再就職斡旋制度の活用	出 向 1/2(2/3)→2/3(3/4)	
	再就職斡旋雇入れ 1/3(1/2)→1/2(2/3)	
(3) 事業転換、多角化にともなう能 力開発の促進	中小企業事業転換等能力開発給付金の創設 賃金等助成- →2/3	6
2. 雇用調整助成金の活用による失業の予防、雇用の維持		126
○ 休業、教育訓練制度の活用	休 業 2/3(3/4)→63年3月31日まで延	
	長	
	教育訓練 1/2(2/3)→2/3(3/4)	
	訓練費用	İ
	1人1日 1,500円	
3. 雇用機会の開発		115
(1) 総合的な地域雇用対策の実施		19
① 地域雇用開発助成金制度の創設	賃金助成一 →1/2(2/3) 雇用機会拡大のための費用について助成	
② 地域雇用能力開発事業の実施	特定雇用開発促進地域	96
(2) 高年齢者、特定不況業種離職者 等の雇用機会の開発		
○ 特定求職者雇用開発助成金	賃金助成 1/3(1/2)→1/2(2/3) 重度障害者等 1/2(2/3)→2/3(3/4)	
	at the state of th	297千人

(注) 助成金 () 内は中小企業を表す。

以上の他,全国の公共職業安定所をオンラインで結び,求人,求職等に関する情報を即時に提供する総合的雇用情報システムの活用による広域職業紹介の推進や,今後需要が増加することが予想されるME関連技能者の育成策(事業主の行う訓練への助成,専修学校等への委託訓練の拡充を含む。)等職業能力開発対策の充実をはかっている。